



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 148 2016年04月08日

台湾:加速審査請求の際の早期公開申請について

発明特許加速審査(AEP)、特許審査ハイウェイ(PPH)又は特許審査ハイウェイ協定の利用サポート(TW-SUPA)等の加速審査においては、加速審査の申請時に当該特許出願が公開されていない場合は、併せて早期公開を申請しなければならないこと、及び早期公開申請料として1,000円を支払うことが条件とされていました。

近年、台湾特許庁では特許審査の滞貨処理計画の成果が目覚ましく、審査期間が短くなり、発明特許出願案件が未公開(18ヶ月)の状態の実体審査に入る比率が年々高まっています。従って、公開されてから初めてPPHの審査を行うことができる、という規定は、PPH制度の円滑な施行の妨げとなってまいりました。また、PPHを実施している各国のPPHに関する規定をみますと、日本国特許庁(JPO)、韓国特許庁(KIPO)、米国特許商標庁(USPTO)等では、PPHの申請案件が公開されていることは、条件とされていません。

同庁は、以上の状況を鑑みて、早期公開申請の条件を撤廃いたしました。2016年4月1日から、AEP、PPH又はTW-SUPAを申請する際に、当該特許出願が公開されていない場合でも、早期公開の申請をする必要がなくなりました。早期公開申請の費用負担が減り、これらの加速審査の利用がさらに促進されることが見込まれます。

(出典:台湾特許庁)